

有害鳥獣の被害状況と被害防除の取り組みについて

1 鳥獣被害対策の3本柱

- ① 「野生動物が人里に近づきにくくするための生息環境管理」 収穫しない野菜・果実や放置果樹など、鳥獣を誘引する餌となるものの除去。鳥獣のすみか・隠れ家となる下草やヤブの刈り払い、耕作放棄地の解消。
- ② 「侵入防止柵設置による被害防除対策」 侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置。
- ③ 「有害鳥獣捕獲駆除」 加害鳥獣の捕獲・駆除。

2 鳥獣による農作物等被害について

① 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、イモ類、栗、タケノコ	1,240千円、330a
ニホンジカ	水稲、野菜類	23千円、27a
〃（R元年度）	スギ、ヒノキ、その他針葉樹及び広葉樹	1,425千円、0.51ha
ニホンザル	野菜類、タケノコ、シイタケ	—
ツキノワグマ	栗、果樹類	—
カラス類、ドバト	水稲、生活環境被害、ブドウ	56千円 1a
カモ類	水稲	—
カワウ	アユ	—
ハクビシン	ブドウ、イチゴ	4,979千円、41a
アライグマ	果樹、イチゴなど	—

② 主な被害作物の被害金額の推移

年度	被害面積 (ha)	金額 (千円)	主な被害作物（千円）		
			水稲	いちご	ぶどう
H29	8.66	7,854	1,751	3,659	2,444
H30	6.33	6,573	1,264	2,662	2,647
R1	8.12	6,060	1,567	3,493	1,000
R2	4.09	6,299	1,264	2,016	3,019

3 有害鳥獣捕獲頭数の推移

猟友会への委託（イノシシ、シカ、サル、鳥類）、被害を受けている個人への捕獲許可（ハクビシン、アライグマ）等により加害鳥獣の捕獲を行った。

獣種	H28	H29	H30	R1	R2	R3（～9月速報値）
イノシシ	2,312	1,164	1,611	1,613	1,776	317
ニホンジカ	326	336	386	482	583	249
ニホンザル	0	2	0	1	1	1
カラス・ドバト等	562	383	436	304	403	193
ハクビシン	8	17	21	42	26	57
アライグマ	1	8	3	10	13	51

4 侵入防止柵設置の設置に係る助成

・ 獣害対策設備設置費補助金

野生獣による農林業・生活環境被害を受ける個人または自治会等の団体がワイヤーメッシュ柵・電気柵等の侵入防止柵や、箱わな等を設置する際に、市が補助金を交付する。

○補助対象経費 侵入防止柵または箱わなの資材の購入に要する経費

○補助金額（柵の場合）

個人 補助対象経費の2/3 + 設置委託料(※) 上限額 20万円

団体 補助対象経費の9/10 + 設置委託料(※) 上限額100万円

※ 設置委託料は委託した場合または団体で自力施工した場合、
1mあたり50～300円（柵の高さ・種類による）

○鳥獣管理士の派遣（令和3年度11月末現在）

各被害集落において正しい知識に基づいた獣害対策の実施を図るため、令和3年度より、集落全体を防御する団体柵の設置を計画している団体（自治会等）に、鳥獣害対策の専門家である鳥獣管理士を派遣し、鳥獣の生態や被害対策の方法について学習会等を行った。

種類	学習会	集落点検(現地調査)	柵の設置指導
回数	4回	1回	1回

5 ハクビシン・アライグマの捕獲

ハクビシン・アライグマは、被害を受けている住民が、市に捕獲許可申請を行い、市が許可したうえで住民自身が小型箱わなで捕獲を行っている。

また、捕獲用の小型箱わなをお持ちでない住民には、市所有の小型箱わなを最長2カ月間貸与している。

令和3年度より、個体数の増加に対処するため、報償金の支給を始めたほか、処分ができない方は、処分を近隣の猟友会の駆除従事者に依頼できるようにした。

○報償金額 捕獲者自身で処分を行った場合 3,000円/1頭

処分を駆除従事者に依頼した場合 1,000円/1頭

○許可件数、捕獲頭数の前年同期との比較

年度	捕獲許可件数	捕獲頭数
令和2年 4～9月	50件	ハクビシン 25頭 アライグマ 10頭
令和3年 4～9月	75件 (他、猟友会の駆除従事者89名)	ハクビシン 57頭 アライグマ 51頭

【問合せ】産業振興部 農業整備課
担当：荻原・小林 TEL0282-21-2761